

## 議案第44号

大津市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年3月14日  
健康保険部保健所衛生課

# 改正の概要

## ● 改正の趣旨

大津市公衆浴場法施行条例(平成24年条例第2号)における公衆浴場の措置の基準のうち、公衆浴場の浴槽水の水質に係る部分については「公衆浴場における水質基準等に関する指針」(平成12年12月15日付け生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知「公衆浴場における衛生等管理要領等について」別添1)に基づき規定しているが、このたび同指針の「大腸菌群の数」に関する規定が令和6年12月18日付けで「大腸菌の数」に改正され、令和7年4月1日から施行されることとなったため、同条例の該当部分について、同様に改正するもの。

なお、国の指針が改正されたのは、これに先立ち改正された環境基本法に基づく生活環境の保全に関する環境基準項目のうち、糞便汚染の指標であった「大腸菌群数」が、簡便な大腸菌の培養技術が確立されたこと等を踏まえ、自然由来の細菌を除外し、よりの確に糞便汚染を捉えることができる「大腸菌数」に改正されたことに倣ったものである。

## ● 改正内容（新旧対照）

大津市公衆浴場法施行条例第3条第14号ウ

旧 「**大腸菌群**は、1ミリリットルにつき1個以下とすること。」



新 「**大腸菌**は、1ミリリットルにつき1個以下とすること。」

## ● 施行日

令和7年4月1日

# 新旧対照表

現行	改正後(案)
○大津市公衆浴場法施行条例	○大津市公衆浴場法施行条例
第1条から第2条まで (略)	第1条から第2条まで (略)
(公衆浴場の措置の基準)	(公衆浴場の措置の基準)
第3条 法第3条第2項の条例で定める公衆浴場(次条の規定の適用を受ける公衆浴場を除く。以下この条において同じ。)の措置の基準は、次のとおりとする。	第3条 法第3条第2項の条例で定める公衆浴場(次条の規定の適用を受ける公衆浴場を除く。以下この条において同じ。)の措置の基準は、次のとおりとする。
(1)から(13)まで (略)	(1)から(13)まで (略)
(14) 浴槽水の水質は、次の基準(市長が入浴者の衛生上支障がないと認める場合にあつては、ア又はイを除く。)を満たすものであること。	(14) 浴槽水の水質は、次の基準(市長が入浴者の衛生上支障がないと認める場合にあつては、ア又はイを除く。)を満たすものであること。
ア 濁度は、5度以下とすること。	ア 濁度は、5度以下とすること。
イ 有機物(全有機炭素(TOC)の量)が1リットルにつき8ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットルにつき25ミリグラム以下とすること。	イ 有機物(全有機炭素(TOC)の量)が1リットルにつき8ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットルにつき25ミリグラム以下とすること。
ウ <b>大腸菌群</b> は、1ミリリットルにつき1個以下とすること。	ウ <b>大腸菌</b> は、1ミリリットルにつき1個以下とすること。
エ レジオネラ属菌は、検出されないこと。	エ レジオネラ属菌は、検出されないこと。
(15)から(30)まで (略)	(15)から(30)まで (略)
2 (略)	2 (略)